

国民年金保険料免除（一部納付）制度のお知らせ

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下、または失業などにより納付することが困難な方は、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除（一部納付）制度」があります。

◆免除（一部納付）制度とは

保険料の一部を納付することで、残りの保険料の納付が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取れなくなる場合がありますのでご注意ください。

◆次年度以降の手続きは？

全額免除・若年者納付猶予を承認された方が、次年度以降も引き続き全額免除・納付猶予を希望する場合は、あらためて申請書を提出する必要があります。（申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけてください）
ただし、審査のため、所得申告などをしてする必要があります。

※失業もしくは震災、風水害、火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請、若年者納付猶予または一部免除（納付）申請の場合は、毎年の申請が必要です。ご注意ください。

◆免除期間の保険料の追納制度

○保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

○免除された期間は、10年以内（平成12年6月分は平成22年6月まで）であれば、あとから保険料を納めることができます。（追納）

○追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

★免除が承認された場合の保険料納付額(月額)と年金への反映割合

免除区分	納付額(月額)	年金額への反映割合	免除となる所得の目安 (前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除	なし	満額納付者の1/2	(扶養親族等数+1)×35万円+22万円
4分の3免除 (4分の1納付)	3,780円	満額納付者の5/8	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除 (半額納付)	7,550円	満額納付者の6/8	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除 (4分の3納付)	11,330円	満額納付者の7/8	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※平成22年4月～6月分の申請は、前々年（平成20年中）の所得で審査を行います。

◆問い合わせ先

町民課住民年金係 (☎【幕】54-6602)

帯広年金事務所 (☎0155-25-8113)